

平成 17 年 2 月 24 日

各 位

株式会社ライブドア
代表取締役社長兼最高経営責任者 堀 江 貴 文
(証券コード 4753 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 熊 谷 史 人

株式会社ニッポン放送の第三者割当による新株予約権発行差止仮処分の申立てに関するお知らせ

当社と、当社の 100%子会社である株式会社ライブドア・パートナーズとは、本日、標題の件につき、東京地方裁判所に対し下記のとおり新株発行差止仮処分の申立てをいたしました。

記

1. 申立ての相手方

- (1) 名 称 株式会社ニッポン放送
代表取締役社長 亀淵昭信
- (2) 所在地 東京都千代田区有楽町 1 丁目 9 番 3 号

2. 申立ての内容

株式会社ニッポン放送の平成 17 年 2 月 23 日付取締役会決議に基づく第三者割当による新株予約権発行について、その発行を差止める仮処分の申立て。

3. 第三者割当による新株予約権発行差止仮処分の申立ての理由

株式会社ニッポン放送の平成 17 年 2 月 23 日付取締役会にて決議された第三者割当による新株予約権の発行は、新株予約権の割当先である株式会社フジテレビジョンの株式会社ニッポン放送に対する支配権を維持することを目的とするものであり、著しく不公正な方法による新株予約権の発行にあたることから、新株予約権発行差止の仮処分を申立てするに至ったものであります。

(著しく不公正な方法であることの理由)

- (1) 本件新株予約権の発行価額は、株式会社フジテレビジョンによる株式会社ニッポン放送株式の公開買付開始前である平成 17 年 1 月 14 日までの 3 ヶ月間の平均株価 (4,937 円) を基準としているところ、その後の市場価格の高騰・支配権取得に伴うプレミアムといった点を考慮していない点において「特に有利な発行価額」に該当すると思われるにも拘わらず、新株予約権の発行につき株主総会による承認を得ていない。

(2) 株式会社ニッポン放送には、本件新株予約権の発行により資金調達を行う必要性がない。

(3) 本件新株予約権の発行は、当社による株式会社ニッポン放送の株式取得を阻止し、株式会社フジテレビジョンによる株式会社ニッポン放送に対する支配権を維持することのみを目的としており、株式会社ニッポン放送は、平成 17 年 2 月 23 日付で発表された「第三者割当による新株予約権発行のお知らせ」及び同日実施された株式会社フジテレビジョンとの合同記者会見において、このことを自認している。

(4) 本件新株予約権の発行は、公開買付期間中に、公開買付者である株式会社フジテレビジョンを割当先として行われたものである。しかも、株式会社ニッポン放送の株式に関する当社と株式会社フジテレビジョンとの間の争奪戦が実際に発生し、株式会社ニッポン放送株式の動向に市場が注目しているさなかに行われたことからすれば、新株予約権発行の旨の公表により株式会社ニッポン放送の株価を下落に向かわせることを意図していたことも否定できない。

4 . その他

本件新株予約権の発行に関連しては、他の法令違反を疑わせる行為が散見される。これらについては、改めて適切な法的措置を講じる所存である。

以 上